

『運輸と経済』 査読要綱 (2010.8.1 改正)

1. 査読の目的

査読は、投稿論文の内容を客観的に評価し、「運輸と経済」に掲載される論文として適切なものであるかどうかを判断することを目的とします。その場合、1) 投稿論文として「運輸と経済」に掲載する学術的価値があるかどうか、2) 投稿論文の内容が未発表のものであり、そこに新規性が認められるかどうか、3) 論理展開が明確であるかどうか、に十分配慮します。

ただし、依頼論稿については、著者の要望がないかぎり、査読対象からは除外します。

2. 査読者

査読は原則として本誌編集委員1名および編集委員会が指名する査読者1名の計2名が行うものとし、本誌編集委員を主査とします。ただし、論文の内容などにより、編集委員会の指名する2名（主査1名、副査1名）が査読者となる場合があります。

査読者は匿名とします。査読者と著者のあいだでなんらかの意思疎通を図る必要がある場合には、必ず編集委員会を通して行うものとしします。

査読者は、投稿論文が、上記の「1. 査読の目的」に合致するものであるかどうかを審査するものとしします。

査読者は、査読論文に関する守秘義務を負います。

査読者は、決められた書式に従って査読報告書を作成し、次項の期間までに本誌編集委員会に提出するものとしします。

3. 期 間

編集室が原稿到着を確認した日を受付日とし、査読者は受付日から2か月を目途に原稿を査読することとしします。

4. 判 定

判定は、「A. 査読論文として採用」、「B. 修正後再査読」、「C. 不採用」の3段階とします。

判定は、査読者2名の判定が一致した場合、それに従うものとします。もし、査読者2名の各々が異なる判定をした場合は、編集委員会の判断によるものとします。

「B. 修正後再査読」の場合、編集委員会は査読者の提出した修正意見を著者に示すものとします。

「C. 不採用」で投稿者から当該判定に至った理由について問い合わせを受けた場合、編集委員会は査読者が提出した査読結果報告書にもとづき、その判定に至った理由を著者に示すものとします。

5. 修正および再査読判定

「B. 修正後再査読」の場合、著者は修正要求ならびに修正意見に基づいて修正を行うものとします。

修正された論文は、別途定められた提出締め切り日までに提出するものとします。

提出期限を過ぎた場合には、その事実をもって掲載の放棄とみなします。

再査読の判定は、「掲載可」あるいは「掲載不可」の2つとし、査読者2名の判定が一致した場合、それに従うものとします。もし、査読者2名の各々が異なる判定をした場合は、編集委員会の判断によるものとします。

「掲載不可」で投稿者から当該判定に至った理由について問い合わせを受けた場合、編集委員会は査読者が提出した再査読結果報告書にもとづき、その判定に至った理由を著者に示すものとします。

6. 掲載時の項目

判定が、「A. 査読論文として採用」であった場合、「論文（査読）」という項目で論文を掲載します。

判定が、「B. 修正後再査読」であった場合も、再査読を経て採用となれば「論文（査読）」という項目で掲載します。